

開保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人飛翔開
所 在 地	みやま市高田町黒崎開 8 4 8 番地
電 話 番 号	0 9 4 4 - 2 2 - 5 6 0 2
代 表 者 氏 名	理事長 荒木法行

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	開保育園
施 設 の 所 在 地	みやま市高田町黒崎開 8 4 8 番地
連 絡 先	電話番号 0 9 4 4 - 2 2 - 5 6 0 2 FAX 0 9 4 4 - 2 2 - 3 9 3 7
管 理 者	園長 荒木法行
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 3 0 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 5 人 満 1 歳未満の児童 5 人
開 設 年 月 日	昭和 3 6 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

開保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	8 1 1 . 7 7 m ²
	園庭	4 1 0 . 6 1 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建
	延べ面積	4 5 8 . 4 7 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	2室	もも組 (満0～1歳児クラス) ゆり組 (満2歳児クラス)
保育室	3室	すみれ組 (満3歳児クラス) あやめ組 (満4歳児クラス) きく組 (満5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	8	6	2	
調理員	2	2		

当園では、「みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年みやま市条例第34号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。 ※ 都合により、上記とは異なる場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（08：00～16：45）
主任保育士 保育士	正規の勤務時間帯（07：20～18：20） うち7時間45分勤務
調理員	正規の勤務時間帯（08：00～16：00）

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝休日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時20分から18時20分までの範囲内**で保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、**18時50分までの範囲内**で時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**9時から17時までの範囲内**で保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 指導教室(年長・年中)※ 変更の場合あり

外部講師によるダンス教室・英語教室・体操教室

(3) 送迎

園バスによる送迎はありません。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児		11時30分頃		
2歳児		11時45分頃		
3歳児	12時頃			
4歳児				
5歳児				

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (5) その他
一時預かり事業

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	江の浦医院
医 院 長 名	中村照
所 在 地	みやま市高田町江浦526
電 話 番 号	0944-22-5050

- (2) 歯科

医療機関の名称	永江歯科クリニック
医 院 長 名	永江正廣
所 在 地	大牟田市大字宮崎5の8
電 話 番 号	0944-58-6474

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 荒木法行，荒木邦枝 ・ご利用時間 9：00～ 17：00 ・電話番号 0944-22-5602 F A X 0944-22-3937 担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	東恵子	電話番号 0944-22-2236
		当法人監事
福岡県 運営適正化委員会	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4 階（東棟） ☎092-915-3511	

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・ 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容, 負担を求める理由 及び目的	金 額
3歳以上児に係る 主 食 費	ごはん・パン代等	月額 1,000円
3歳以上児に係る 副 食 費	おかず代	月額 4,500円
絵 本 費	絵本代 (1歳児～5歳児)	月額 上限500円

※ 消費税率等の変化により、上記とは異なる金額となることがあります。

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

- ・お迎え時に100円お預かりいたします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証（受領印）を交付いたします。